

港区広報キャラクター 「みなびい」

デザインガイドライン



令和8年4月
港区役所

港区広報キャラクター「みなぴい」の使用について

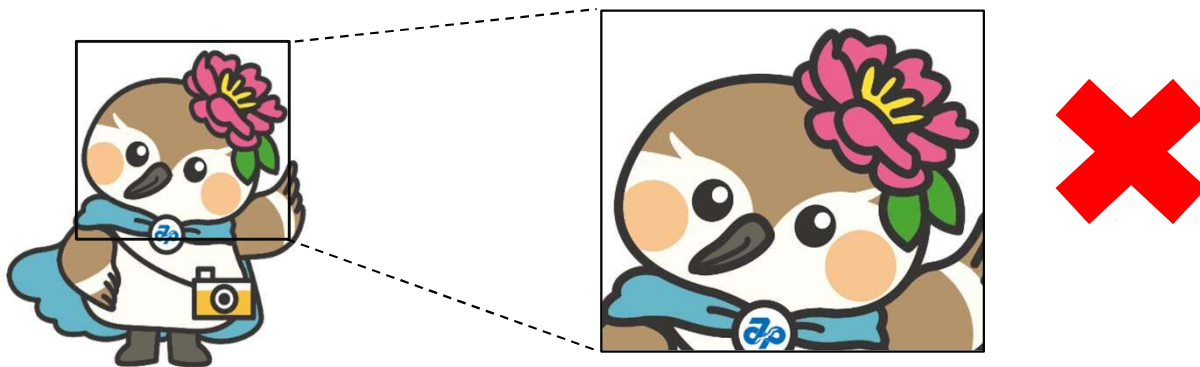
1. 申請書等の様式は「名古屋市公式ウェブサイト港区役所ページ」からダウンロードしてください。なお、書類については、電子メール、FAX、郵送、持参のいずれかの方法で港区役所地域力推進課へ提出してください。

(<https://www.city.nagoya.jp/minato/miryoku/1023272/1049216/1049220/index.html>)

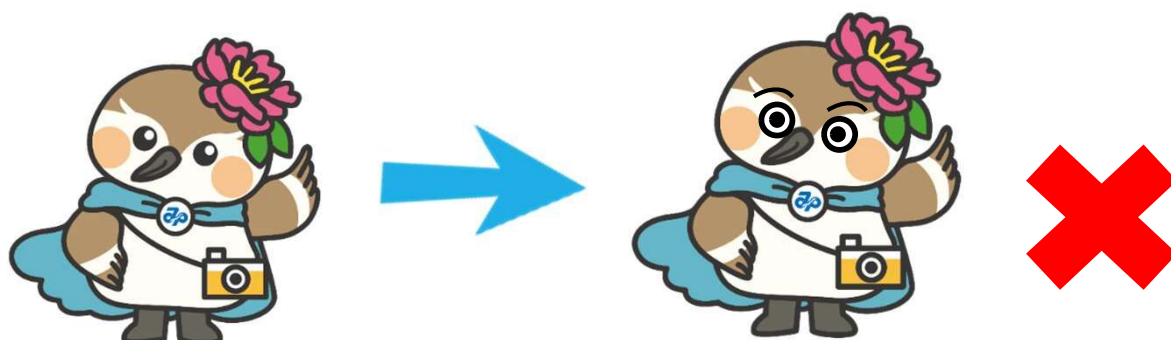


2. キャラクターのイラストデータにつきましても、上記の港区役所ページよりダウンロードできます。
3. イラストの一部を使用することや改変・アレンジを加えること、もしくは他の図形や文字と重ねて使用することは原則できません。ただし、商品の特性上そのまま使用することが困難な場合には、事前に港区役所へご相談ください。また、イラストを拡大・縮小する際は、縦横の比率を変えないようにしてください。

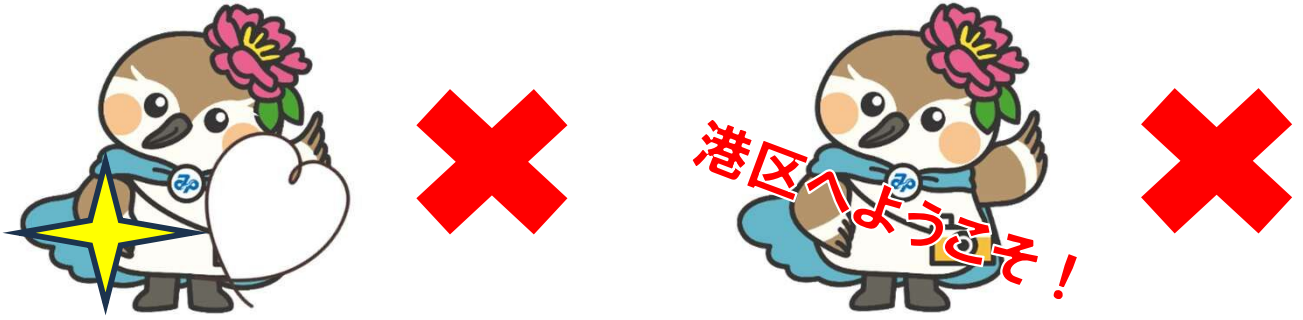
(一部のみの使用)



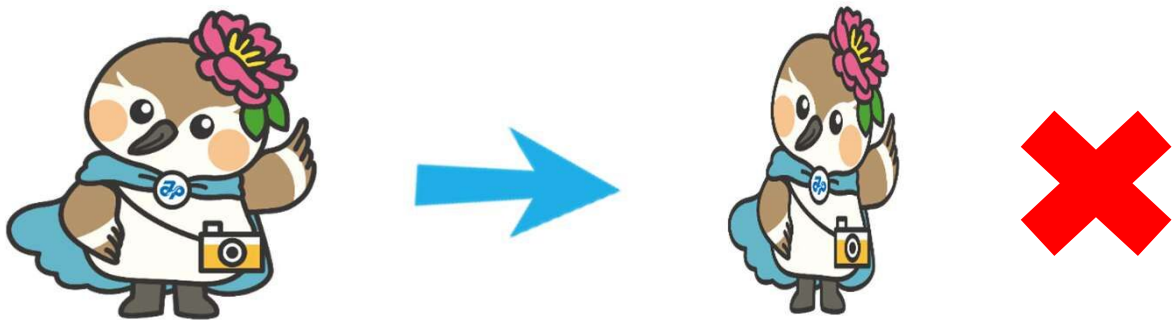
(改変・アレンジ)



(図や文字と重ねての使用)



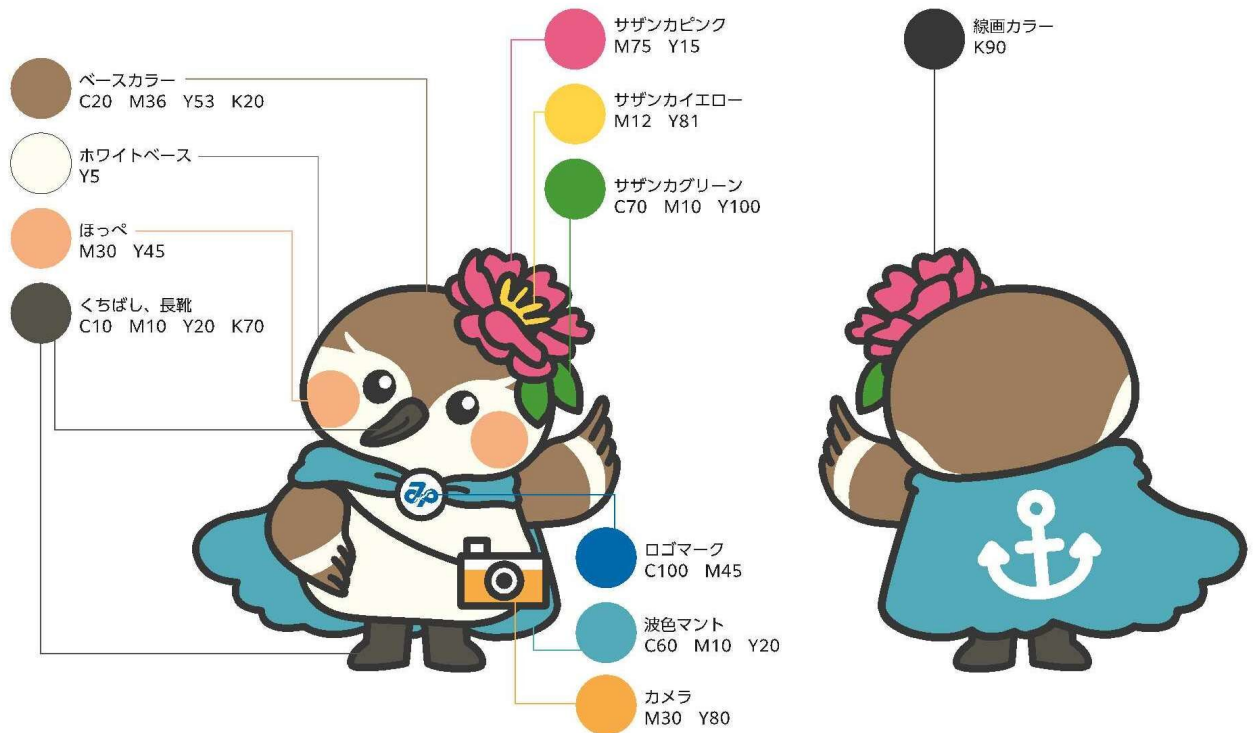
(縦横の比率変更)



4. 吹き出し等を用いて、キャラクターに言葉を話させる場合やイラストと合わせて文字を入れる場合は、区の広報キャラクターであることを鑑み、特定の企業や団体及び商品やサービス等を連想させるような表現や乱暴な言葉・汚い言葉等は使用できません。なお、一人称は「みなぴい」で標準語を使用してください。



5. イラストの表示色を変更することはできません。カラー、モノクロのいずれかを、そのまま使用してください。



6. イラストを使用する際は、イラストの上下左右いずれかに、「(名古屋市)港区広報キャラクター みなぴい」と表記してください。



港区広報キャラクター みなぴい



7. 以下の項目に該当する場合は、使用停止を求める場合があります。

- (1) 港区のPRなど港区政の推進に寄与するという趣旨に反する恐れがある場合
- (2) 港区もしくは名古屋市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (5) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (6) 名古屋市の事業又は名古屋市の認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
- (7) キャラクターを正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (8) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (9) 使用者が、名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当する場合又は同条例第2条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合
- (10) その他、承認することが不相当と認められる場合

8. キャラクターを使用する場合は、以下の項目を順守してください。

- (1) 承認された用途のみに使用し、港区長の指示するデザインガイドラインに従うこと。
- (2) キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないように適正に使用するとともに安全性、品質についても十分な配慮をすること。
- (3) JAS法、景品表示法、食品衛生法その他各種法令を遵守すること。
- (4) キャラクターの使用に際し、その表情、様態等の一部であっても、これを変えるにはすべて事前に港区の了解をえること。
- (5) 商品の製造及び販売を目的として使用しようとする者は、港区との間に名古屋市マスコットキャラクター使用許諾契約書を締結し、これを遵守すること。
- (6) 当該使用に係る物品の使用に当たり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る物品を原因とする事故に対しては、名古屋市は一切の責任を負わない。

※その他、使用に関して不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問合・書類提出先】

名古屋市港区役所区政部地域力推進課

住所: 〒455-8520 名古屋市港区港明一丁目12番20号

TEL: 052-654-9622 FAX: 052-651-6179

E-mail: a6549621@minato.city.nagoya.lg.jp